

令和8年8月21日 開会
令和8年8月21日 閉会
第 28 回
(通算第 254 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第		28 回吉賀町農業委員会会議録			
招集年月日		令和8年8月21日			
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室			
応 招 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達			
		2番 河上 政義 3番 森下 保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典			
		6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子			
		10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬			
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太				
	澄川 敦馬 田中 一成 田淵 文雄 右田 巧				
	本廣 順保 安永 桂 三浦 浩明				
不応招委員		なし			
出 席 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達			
		3番 森下 保 4番 田村 薫平			
		6番 米田 浩司 8番 河野 雅俊			
		10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬			
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太				
	田中 一成 右田 巧				
	本廣 順保 三浦 浩明				
欠 席 委 員	農 業 委 員	2番 河上 政義 5番 尾崎 勝典			
		7番 橋本 修治 9番 藤井 和子			
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	河口 貴哉			
		澄川 敦馬 田淵 文雄			
		安永 桂			
欠 員		なし			
本回の議長		会長 齋藤 学			
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 齋藤 真央 事務局員 松林 龍太郎			
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告			
閉 会		議長は 9時13分 閉会を宣告			
本回提出議案及び日程		別紙のとおり			
議事録署名委員の指名		森下 保 田村 薫平			
会期の決定		令和8年8月21日			
開 議		令和8年8月21日			
備 考					

第 28 回農業委員会
(通算第 254 回)

令和8年8月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について

事務局	本日の欠席の方は、安永委員、河上委員、尾崎委員、河口委員、澄川委員、田淵委員、橋本委員、藤井委員さんで、農業委員さん１２名の内８名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として森下委員、田村委員を指名します。 議案第１号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局	議案第１号について説明します。議案書の１ページをご覧ください。 この案件は、農地転用の申請です。農地法第４条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。 許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は〇〇、地番は〇〇番及び〇〇番、地目は畑、合計面積 33.25 ㎡で、申請者は〇〇さんです。場所は〇〇から南東に約 50mのところにあります。 転用の目的は墓地の建設及び付随敷地の整備です。理由は山の中にある墓地を居住地の近くに移したいとのことです。申請地以外の自己所有の適地は無いとのことです。 この農地は第２種農地となります。第２種農地とは、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地です。第２種農地は代替地がない場合は転用が可能です。 申請地に隣接する農地があるが、申請者本人の農地である。土砂等が流出しないようにし、被害が及ぶおそれはないと思うが、万一の場合は関係者と話し合いの上、誠意をもって対処するとのことです。 土地改良区からは特に意見なしということです。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、預貯金の残高証明書で確認しておりますので、資金面での問題はありません。 以上、ご審議をお願いします。
議長	担当地区委員からの調査報告をお願いします。

田村委員	おはようございます。8月14日に現地の方、確認してまいりました。ご本人とお会いする事はできなかったんですけど、行政書士の〇〇さんとお話をしまして、特に問題はない、というところで、現地を確認する限りご自宅のすぐ裏で、近隣はすべて申請者の土地であり、草刈りなども綺麗にされていたので、問題ないと思います、以上です。
議 長	この件について何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので採決します。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。 全員挙手ですので可決されました。 議案第2号「吉賀農業振興地域整備計画の変更について」です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号について説明します。議案書の2ページ、併せて別冊の資料をご覧ください。 農業振興地域整備計画とは、町が農業を振興する地域を指定し、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）を定めた計画です。 このたび、農地転用するため「農用地区域」から除外することについて、農業委員会の意見を求められております。 議案書の3ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農用地区域からの除外申請が出ております。 整理番号1について説明します。農地の所在は〇〇、地番は〇〇番及び〇〇番、地目は畑、合計面積は44㎡です。土地の所有者及び事業計画者は〇〇さんです。農用地区域からの除外の理由は、墓地建設及び墓地進入路の設置のためです。 場所は〇〇から北に約200m行ったところにあります。 別冊の資料をご覧ください。5枚目をみていただくと、平面図がありますが、〇〇番に墓地を建設、〇〇番に墓地進入路を設置の予定です。 この整備計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。協議が整いましたら公告をして計画が変更されることになります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、農地転用申請が出てくることになります。 転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくことになります。 説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対しての意見を町へ返す事になります。 以上ご審議をお願いします。

議 長	担当地区委員から調査報告をお願いします。
右田委員	現地を確認してきました。周囲には田んぼや畑があるんですけど、現在畑という状況から墓地に変更するという事で、本人と確認しましてですね、周辺農地の方にもお話をして同意を得ているとの事でしたので、問題はないと思います。
議 長	この件について何かご質問等はありませんか。 質問がないようですので採決します。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。 全員挙手ですので可決されました。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。 事務局説明をお願いします。
事務局	議案の4ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが解約された案件の届出です。 〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は所有権移転のためとのことです。
議 長	報告第2号 農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の5ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りとなります。 標題は農用地利用集積等促進計画の認可について（一括方式）となっておりますが、一括方式とは、農地を所有者から農地中間管理機構に貸付する契約と、中間管理機構から耕作者に貸付する契約を同時に行うことを一括と呼びます。 では、簡単に読み上げます。 《読み上げ》 農地中間管理機構をとおした貸し借りの要件は、主に3つあります。 ①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられていること

議 長	この要件については、事務局で聞き取りを行い要件を満たしていると判断し、農地中間管理機構へ申し出をしたところ、この内容でよいと決定されましたので、吉賀町で促進計画として認可いたしました。 報告事項となりますので、了解をいただきましたら地区担当の委員さんの署名をお願いします。 以上、本日の提出いたしました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 9 時 1 3 分閉会
-----	---